

大阪市立総合医療センター 職員食堂運営事業者募集要項

1. 募集概要

大阪市立総合医療センター（以下「当センター」という。）において、指定する場所で職員食堂の管理運営を行う事業者を募集する。

2. 運営事業者選定の方法

運営事業者の選定方法は、プロポーザル方式により行う。

3. 施設概要

- (1) 名 称：大阪市立総合医療センター
- (2) 所在地：大阪市都島区都島本通2丁目13番22号
- (3) 病床数：1,063床
- (4) 職員数：約2,400名（令和8年7月現在）
- (5) 運営場所：大阪市立総合医療センター4階

4. 現行食堂の平均利用状況

平日：約700食

土曜日：約100食

席数：190席

※令和8年12月(2週間程度)、食堂内厨房を一部改修する予定であり、その期間は営業不可となる。工期については現段階で未定であるが決定次第、その時点での選考参加者に対し速やかに通知する。

5. 応募資格要件

本プロポーザルの応募資格は、次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 病院内の食堂営業（100席以上）について、3年以上の運営実績があること。
- (2) 大阪市内において、公示日から過去1年間に食品衛生法等の法令による行政処分を受けていないこと。
- (3) 大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

6. 提案要件

提案書には下記 12 項目を必ず記載すること。詳細は仕様書を確認すること。

- (1) 会社概要、他院での実績等
- (2) 経営見通し（採算性の考え方）・会社の収支について
- (3) 営業日・営業時間
- (4) メニュー・サービス・価格の内容（提供方法・メニューごとの提供時間含む）、利用者意見の収集・反映方法
- (5) アレルギーを持つ利用者に対しての提供方法
- (6) 支払い方法
- (7) 利用する食器類
- (8) 安全管理・食品衛生（食品・食器・施設の衛生管理等）
- (9) 実施体制、職種別・時間帯別配置人数、従業員教育の実施・内容について
- (10) 災害時の対応・運営
- (11) 廃棄物の回収・処理、及び廃棄物の削減等環境への配慮について
- (12) その他のアピールポイント

7. スケジュール

- | | |
|----------------------------|---|
| ・ 公募開始 | 令和 8 年 8 月 28 日（金） |
| ・ 現地説明会 | 令和 8 年 8 月 28 日（金）
～ 9 月 4 日（金） |
| ・ 質問受付締め切り | 令和 8 年 9 月 7 日（月） |
| ・ 質問に対する回答 | 令和 8 年 9 月 9 日（水） |
| ・ 参加申請関係書類の提出期限 | 令和 8 年 9 月 11 日（金） |
| ・ 提案書の提出期限 | 令和 8 年 9 月 17 日（木）
（3 社を超える応募があった場合、書類選考を実施（詳細後述）） |
| ・ プレゼンテーション
（書類選考通過者のみ） | 令和 8 年 9 月下旬 |
| ・ 試食会
（書類選考通過者のみ） | 令和 8 年 9 月下旬～10 月上旬 |
| ・ 運営事業者決定 | 令和 8 年 10 月中旬～下旬 |
| ・ 運営開始日 | 令和 8 年 12 月 1 日（火） |

8. 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き

ア 受付期間 令和 8 年 8 月 28 日(金) 9 時から令和 8 年 9 月 11 日(金)17 時まで
(土日祝日を除く)

イ 提出書類 「参加申請書兼誓約書」及び「実績報告書」

ウ 提出方法 大阪市立総合医療センター総務部財務課（契約管財）まで持

参もしくは郵送とする。郵送の場合は到着確認可能な方法で送付すること。

(2) 質問の受付

- ア 受付期間 令和8年8月28日(金)9時から令和8年9月7日(月)17時まで
- イ 提出方法 メール本文に質問内容を記載し、次のメールアドレスあてに提出すること。電話は不可とする。
送付先メールアドレス：nyuusatsu-qa@osakacity-hp.or.jp
- ウ 回答 令和8年9月9日(水) 地方独立行政法人大阪市民病院機構ホームページに掲載して回答する。ただし、質問がない場合は掲載しない。

(3) 現地説明会

- ア 実施日 令和8年8月28日(月)から令和8年9月4日(金) (土日除く)
- イ 参加資格 「参加申請書兼誓約書」を提出した事業者とし、参加は1応募事業者につき2名までとする。
- ウ 参加申込 2営業日前までにメール (nyuusatsu-qa@osakacity-hp.or.jp 担当：辻本) または大阪市立総合医療センター総務部財務課 (契約管財) まで来訪のうえ申し込むこと。
- エ 留意事項 写真撮影不可、メモのみ可
説明会時に本応募の仕様にかかる質問を行わないこと、質問がある場合は必ずメールにて提出すること。
- オ 実施内容 説明会は概ね30分を予定。

(4) 提案書の提出

- ア 提案書は、A4版とし、様式は任意とする。
- イ 「6. 提案要件」の項目を全て記載すること。
- ウ 提出物
正本1部、副本15部、データ
- エ 提出期限及び方法
令和8年9月17日(木)17時まで
提出方法は大阪市立総合医療センター総務部財務課 (契約管財) まで持参もしくは郵送とする。郵送の場合は到着確認可能な方法で送付すること。
データはメール (nyuusatsu-qa@osakacity-hp.or.jp 担当：辻本) で提出すること。

9. 選定に関する事項

(1) 選定方法

本提案については、プレゼンテーション及び試食会を実施し選定する。ただし、

3 社を超える応募があった場合は提案書類にて選考し、プレゼンテーション及び試食会の対象となる提案者を選定する。（プレゼンテーション及び試食会の対象とならなかった提案者には書面にて通知する）

なお、プレゼンテーション及び試食会の開催予定日時等については、「参加申請書兼誓約書」提出者に別途通知する。

（２）提案内容の評価方法

ア 書類選考・プレゼンテーションの評価項目の配点は以下のとおりとする。

	評価項目		配点
1)	経営状況・人員配置・従業員教育について	契約期間中、安定的な経営を行える基盤があるか。	20
		提案内容を遂行できる人員を配置できるか。	
		従業員への接遇教育・研修体制を適切に実施できるか。	
2)	営業日・営業時間	職員の利便性を鑑みた提案となっているか	5
3)	メニュー・価格	メニュー及び品数の種類	10
		各メニューの提供価格	10
4)	食器類	食欲を損なわない、清潔かつ適切な色・材質のものを提案できているか。	5
5)	衛生管理	①食材の仕入れから提供に至るまで、品質・鮮度の管理を適切に実施できるか。	20
		②食堂内全域の清掃、廃棄物の回収を適切に実施できるか。	
		③食器・厨房機材・施設等の衛生管理が適切か	
6)	サービスに対する基本的な考え方	①注文・支払い方式、及び提供方法・時間	10
		②利用者の意見を取り入れたメニューやサービス等の改善の取り組み	10
		③アレルギーを持つ利用者への対応が適切か	10
		④サービス向上についてのその他の取り組み	10
7)	その他のアピールポイント		20
総得点（満点）			130

イ 試食会での評価方法

審査項目 「価格、味、盛り付け、ボリューム、バランス」

審査方法 職員食堂で継続的に提供できるメニューで、中心となる定食1点について、審査委員会委員による試食会を行う。委員は、10点～20点以内で評価点を付ける。

	評価項目		配点
1)	価格（味・ボリュームとのバランスを鑑みたうえで）		20
2)	味		20
3)	盛り付け・ボリューム・バランス	①盛り付けの美しさ	10
		②適切なボリューム感	10
		③栄養バランス	10
総得点（満点）			70

ウ 提案内容評価点の計算方法

ア・イであらかじめ設定した配点に基づき、審査委員会で採点した審査項目の総合得点を合計し、総合計得点の一番高かった業者を選定する。

（3）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア プロポーザルの選定委員及び関係者に対して直接・間接問わず故意に接触を諂うこと
- イ プロポーザルの選定委員及び関係者に対して他の参加状況・提案内容を確認すること
- ウ 他の参加者と提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- エ 選定終了までの間に、他の参加者に対して提案の内容を意図的に開示すること
- オ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- カ プレゼンテーション・試食会当日に出席しなかった場合。ただし、事件、事故、自然災害等不測の事態により出席できなかった場合を除く。
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

（4）選定結果の通知

選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知する。

10. その他

（1）提案に要する費用、条件等

- ア 本提案に関して、提案書の作成に要する費用、その他一切の費用は、参加者負担とする。

- イ 採用された提案書は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての提案書は返却しない。
- エ 提出された提案書は、審査・選定の用途以外に参加者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 本案件に参加したことで知り得た情報を SNS 等に投稿すること、また本案件に関わることを以外で使用するを禁ずる。

（2）事業担当

〒534-0021 大阪市都島区都島本通 2 丁目 13 番 22 号
大阪市立総合医療センター総務部総務課（労務）
担当：鈴木・吉田 電話：06-6929-3685